

DV 配偶者等からの暴力 防止啓発ニュース Vol. 2

京都府 平成20年3月発行

配偶者暴力防止法が改正されました!〈平成20年1月11日スタート〉

この度、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)の一部改正が行われました。

▶改正の主な内容

1 保護命令制度の拡充

- ① これまでの「身体に対する暴力を受けた被害者」に加え、「生命・身体に対する脅迫を受けた被害者」も保護命令の申立てができます。
- ② 被害者に対する電話・FAX・電子メール、面会の要求、著しく粗野・乱暴な言動等々が禁止されます。
- ③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

2 基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務になります。

3 裁判所から支援センターへ保護命令の発令が通知されます。

詳しくは内閣府ホームページ (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>) をご覧ください。

DVに対する理解もずいぶん浸透してきたとはいえ、まだまだ十分とはいえません。二次被害の防止も含め、DVを許さない社会を実現するためにはDVに関する正しい知識を得ることが大切です。

今後、京都府でもDV基本計画の改定作業を進めるとともに、被害者の実態にあった支援を行えるよう、関係機関や市町村、支援団体と連携協力して施策の充実に努めていきたいと考えておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

解説

◆保護命令…裁判所に申し立てると加害者に対して出される命令で、次の2種類があります。

- ① **接近禁止命令**：加害者が被害者の身辺につきまとうことや、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかすことを禁止する命令。今回の改正で、被害者と同居する未成年のこどもに加え、親族等も対象となりました。
- ② **退去命令**：加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

◆二次的被害…被害者から相談を受けた人が、「殴るには理由があるのでは」「もう少し我慢してみたら」など被害者を責めるような言動をとることで、被害者に更なる被害を与えることです。



DVを受けている人から相談されたり、DVに気づいたりしたときは…

- 「あなたは悪くない」という被害者を理解する立場に立って話を聞いてください。
- 一人で悩まず、相談機関へ相談するよう勧めてください。

京都府の主な相談機関(この他各市町村にもあります)

京都府配偶者暴力相談支援センター

TEL075-441-7590 毎日9:00-20:00

京都府警総合相談室

TEL075-414-0110 土日祝除く平日9:00-17:45

京都府女性総合センター(DVサポートライン)

平成20年4月1日以降「京都府男女共同参画センター」に名称変更

TEL075-692-3228

月・火・木・金・土曜日及び第2水曜日

10:00~12:00 / 13:00~17:00

緊急時・危険を感じたら迷わず110番

ドメスティックバイオレンスの実態

DVサポートラインに寄せられたDVの相談の中から2つの事例を紹介します。

(※これらは、プライバシー保護のため、事実をそのまま紹介したものではありません。)

●事例1

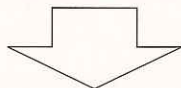
夫さえ変わってくれたら、この家で暮らし続けたい

(Aさんからの相談)

結婚して4年が経ち、2歳の娘がいる。妊娠した頃に転職をした夫は、仕事が思うようにいかないのか、イライラするようになる。娘が産まれても可愛がるところか、泣き声がうるさいとか家事がおろそかになっていると言ひ、子どものいる前で私に暴言をはくようになった。

先日は、ささいなことから喧嘩になってTVのリモコンを投げられ、腕をねじあげられた。それ以来怖くなり、夫の顔色を見ながら生活している。子どもも夫にはなつかない。生活費も、一年前から私には任せられないからと、最低限の金額しかくれない。親に相談すると、戻ってきてもいいと言われるが、私にも悪いところがあるし、娘の将来のことを考えると離婚はしたくない。

家は共働きをしていたときに中古を手に入れた。娘が3歳になったら私も働きに出ようと考えているので、夫さえ変わってくれるなら、自分は努力してこの家で暮らしていきたい。これはDVなのか、夫が変わってくれるにはどうすればいいのかわからない。



(解説)

DVには、身体的な暴力以外に暴言などの精神的な暴力や、十分な生活費を渡さないなどの経済的な暴力も含まれます。経過をみると、それらの暴力の程度はひどくなったり、次の暴力までの期間が短くなったりすることも特徴的です。加害者は、自分を怒らせている被害者に問題があると言って、自分の対応に問題があることを認めません。Aさんが自分も悪いところがある、努力があると考えるのはそう思うように彼がコントロールしているからです。

彼さえ変われば、離婚はしたくないという気持ちはよく分かります。経済的に不安でしょうし、子どものためを思うと生活環境は変えたくないでしょう。夫婦関係の改善のために、いろいろな工夫や努力をやってみられることは大切なことだと思います。しかし、夫は自分に反省する点はないと思っているので、変化するとは考えにくいでしょう。

大切なことは、子どもとAさんの心身の安全です。長期にわたるDV加害が子どもや被害者にもたらす影響は複雑で深刻な場合があります。まず、専門機関に相談をされて、安全確保と人権を守る手段について考えることから始めましょう。

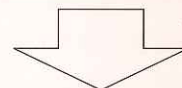
●事例2

彼氏が、別れるなら家族に危害を加えると脅す

(Bさんからの相談)

付き合ってから2年になる社会人の彼は、普段はとても優しいが、一旦喧嘩すると、私があやまるまで暴言や暴力が続くことがあった。彼を怒らせる原因は私にあるし、嫉妬深い言動（メールチェックやバイトの禁止）も、私を好きな証拠だと考えていた。私が大学を卒業したら結婚しようという話もでている。去年、妊娠が分かったときは悩んだが、経済的なことを考えて中絶した。それ以来、私は避妊に敏感になったが、彼は協力的ではない。

自分の気持ちが彼から離れていくのが分かったので、別れてほしいと頼むと、彼は「Bを理解できるのは自分だけだ」と言って、結婚を早めても良いと引き止めた。私は彼に恐怖心さえ感じていたので機嫌を損ねないように断ると、突然彼は大声で怒鳴りだし、髪をひっぱって首をしめるような暴力を振るった。一旦は家に逃げ帰ったが、メールで「別れるなら、お前だけでなく家族も覚悟しておけ」と脅してきた。もう、怖くて彼に会うことも外出することもできない。



(解説)

恋人関係になったときに様々な形でおこる暴力を、デートDVと呼びます。Bさんが彼から受けてきた行動の制限や拘束、乱暴な言葉や行動、避妊に協力しないなどはデートDVにあたります。Bさんが早い時期に「いやだ」「やめて欲しい」と伝えることができれば良かったのですが、嫌われたくない、たいしたことではないという気持ちから言えなかったかもしれません。だからと言って、彼の暴力はBさんの責任ではないのです。彼が暴力でBさんの恐怖心を引き出して、ますます、言いなりにならざるを得なかったでしょう。

Bさんが自分の気持ちに気づいて彼と別れようとしたことは、自分を大切に思う大事なやり方でよくできたと思います。しかし、彼は脅しの言葉や暴力で支配やコントロールを強めようとしています。個人のトラブルだからと遠慮せずに専門機関に相談しましょう。解決に向けて、一緒に考えてくれます。脅しが続いてストーキング行為があれば、警察や法律が守ってくれる場合もあります。心理的ダメージのケアも、将来的に健全な恋人関係をもつためには必要になってくるかもしれません。

よくある質問と回答

Q 夫の身体的暴力があり、現在実家に帰っています。夫は小1と年少の子どものことは可愛がっており、「悪かった」「もう暴力は振るわないので戻ってほしい」と言っていますが、何度も同じことを繰り返すので、私は離婚したいと思っています。

しかし、私に経済力がなく精神科にかかっていることを理由に、親権について夫の方になるのではないかと心配しています。また、調停では弁護士を立てないと難しいのでしょうか。

A 離婚を決心されるまでも大変な苦勞があったと思います。今後は、調停で夫と話し合いをしていくことになりますね。明らかな暴力がありますので、DV案件に経験のある弁護士を立てて解決することをお勧めします。弁護士が入ることで、夫からの脅しや理不尽な言い立てに対して心身を守ることになるからです。費用の点で難しいと思うなら、一度「法テラス」に相談してください。費用扶助が受けられるかもしれません。

親権については、あなたの経済力や病気を理由に彼に移るとは限りません。あくまでも、子どもたちの福祉を尊重した決定がです。あなたは子どもたちとの生活を大事にされて（無理はしないで）、体調を整えて調停に臨んでください。

愛情と暴力のビミョーな関係 ～デートDV～ 「DVを考えるつどい」より

「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間（11/12～25）」を中心に府内4市（亀岡市、福知山市、長岡京市、城陽市）との共催で「DVを考えるつどい」を開催しました。うち3市が、デートDVをテーマとした講座で、亀岡市では地元の大学生も参加してワークショップ形式で実施。若者にとっては、恋愛についてまじめに語り合う機会となり、また大人にとっては若者の意見を聴く貴重な機会となりました。

最近メディア等でも取り上げられ、耳にする機会も増えてきた「デートDV」は、身体的暴力のイメージが強く、自分には関係ないと思っている人も多いようです。しかし、講師の立命館大学産業社会学部 斎藤真緒准教授のお話（以下参照）を聞いても、実はとても身近な問題だということがわかります。



◆最近の若者のデートDVの大きな要因→携帯電話による束縛、行動の監視

当然のようにメールをチェックする、電話に出なかったり、すぐ返信をしなかったりすると怒る、など

◆親しい間柄だからこそ…

だれでも自分の本音をぶつけられる相手は限られていて「親しい人だからこそ言える」ということがあり、親しい間柄だからこそ、相手を尊重し合う人間関係が難しい場合があります。

◆デートDVは若者だけの問題ではなく、私的な人間関係の中での世代を超えた問題。

若い世代にかぎらず、怒りの感情も含めて、自分の気持ちと自分自身がきちんと向き合った上で、相手にいかに伝えていくかということが、豊かな人間関係の土壌になっていきます。

参加者アンケートより――

- とても身近な問題であることに驚かされました。
- 子どもを加害者にしないためにももっと中高生の親や当事者への啓発や話し合いが必要ですね。

デートDVに関する講演・研修について

▽立命館大学 斎藤真緒准教授

若い世代の人たちが自分たち自身でデートDV防止に取り組む「恋愛ismプロジェクト」を推進し、京都の高校でも生徒対象のデートDVに関する講演やワークショップ、先生を対象とした研修などを実施。まずは裏面の連絡先にご相談下さい。

▽「NPO法人アウンジャ」（代表 安本理子氏）

府内の高校でデートDV防止の講演を実施
連絡先:0774-57-0808

トピックス

犯罪被害者サポートチーム発足!!

京都府では、平成20年1月30日、犯罪被害者等の総合的な支援を行うため、関係行政機関をはじめ、民間の法律・医療等の機関等も連携したネットワークシステムの運用を全国で初めて開始するとともに、その中心的な役割を果たす犯罪被害者支援コーディネーターを配置しました。

犯罪被害者支援コーディネーターとは…

一人一人の犯罪被害者等の話をよく聴き、必要な支援を判断しつつ、被害者等の状況に応じた支援機関との橋渡しや手助け（場合によっては付き添い）をします。

コーディネーターは

- 臨床心理士で京都光華女子大学人間関係学部教授、社団法人京都犯罪被害者支援センター理事
- 社会福祉士で犯罪被害者の遺族
- 京都府臨床心理士会被害者支援担当理事の3名の方々に担当していただきます。

専用電話

075-414-5700

受付時間：月～金 8:30～17:15

犯罪被害者サポートチームのシステム

被害者等から専用電話に連絡
(事務局が受理)

- ◆支援機関を紹介
- ◆犯罪被害者支援コーディネーターによる面談が必要な場合は、日時・場所を決めます。

- ◆犯罪被害者支援コーディネーターが、被害者等から話を聴き、支援協力機関・団体へつなぎます。
- ◆必要な場合は、コーディネーターが各機関の窓口へつなぎます。

DVカード外国語版を作りました。

京都府では平成18年度から作成しているDV啓発カードの外国語版を作成しました。



日本語以外に英語・中国語・タガログ語（フィリピン）・ハングル語の4カ国語に対応しています。



配偶者等からの暴力をなくす啓発期間に設置をお願いした各機関や、外国人の方が多く利用される場所を中心に設置をお願いしています。

窓口や女性用トイレ等への設置に御協力いただける場合は「DVカード設置希望」として、①施設名②住所③希望箱数（外国語版1箱25枚、日本語版1箱100枚）④連絡先（電話・御担当者）を下記までお知らせ下さい。

～ご協力ありがとうございました。～

京都府 「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」 (11月12日～11月25日を中心とする期間)

府内の74団体の後援・協賛を得て、啓発カードを各病院やスーパーに加え、銀行や駅など約700ヶ所に設置していただくなど、より広範囲に御協力を得ることができました。御協力いただいた関係団体、関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

企画・編集・発行 京都府府民労働部女性政策課
(平成20年4月1日以降京都府府民生活部男女共同参画課)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL:075-414-4292 FAX:075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp